

商労文教委員会会議記録（第1号）

令和7年12月18日

福島県議会

1 日時

令和7年12月18日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 3時 8分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	渡邊 哲也	副委員長	渡辺 康平
委員	長尾 トモ子	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	宮本 しづえ
委員	橋本 徹	委員	伊藤 達也
委員	山田 真太郎	委員	金澤 拓哉

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

渡邊哲也委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶を述べる。

このたび商労文教委員長に選任された渡邊哲也である。

労働委員会は、労働組合、労働者個人と使用者との間で起きた労使紛争などを中立・公平な立場で解決する重要な行政機関である。

労働委員会事務局においては、我々との政策論議を通じて労働行政の進展を含む

一層の県政進展のため尽力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上簡単ではあるが、開会に当たっての挨拶とする。

初めに、委員席についてはただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、金澤拓哉委員、山田真太郎委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件、議員提出議案第131号外7件及び請願14件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程案のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行う。

渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

渡邊哲也委員長

以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課大江主査である。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介)

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、労働委員会事務局長の説明を求める。

労働委員会事務局長

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、次長兼審査調整課長の説明を求める。

次長兼審査調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

局長から説明があったワークルール出前講座については、福島県社会保険労務士会においても同様のセミナーを実施していると思うが、それとは別のものか。

次長兼審査調整課長

労働委員会事務局が独自に委員を派遣し、学生、生徒を対象として働くための基本的な法令やルール等について講義を実施している。

伊藤達也委員

就職前の高校生等を対象に実施していると思うが、講座を実施した2校の内訳を

聞く。

次長兼審査調整課長

高校生や大学生など、これから社会に出る若者を対象とし、今年度は、福島大学と福島学院大学短期大学部にて実施した。

伊藤達也委員

福島県社会保険労務士会においても高校を中心として同様のセミナーを開催しているが、大学に進学した若者たちが、ワークルールを知らないまま就職しているとの声もあり、これらの取組が重要であると思うため、引き続きよろしく願う。

宮本しづえ委員

労働相談件数が若干増えているとの説明があった。現在、外国人労働者に対する受け止めが複雑な状況であるが、外国人労働者からの相談は件数に含まれているのか。

次長兼審査調整課長

今年度は外国人からの相談をまだ受け付けていない。

渡邊哲也委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時18分 休憩)

(午前 11時20分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶を述べる。

このたび商労文教委員長に選任された渡邊哲也である。

教育は、本県の復興・地方創生を進める上で、最も優先すべき県の施策であると考えてる。

教育庁においては、我々との政策論議を通じて、本県教育の進展のため尽力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

次に、各委員の紹介を行う。

渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

渡邊哲也委員長

以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課大江主査である。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(庁参事兼義務教育課長以上は自己紹介、その他の職員は政策監から紹介)

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

説明に入る前に、教職員の不祥事について報告し、謝罪する。先週11日、会津地区の市町村立中学校教諭が、正当な理由なく、勤務する中学校の男子トイレに侵入し小型カメラを設置したとして、建造物侵入の容疑で逮捕される事案が発生した。

県教育委員会が不祥事根絶プロジェクトを策定し、市町村教育委員会と一丸となり不祥事の根絶に向け綱紀粛正の指導を重ねている中、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、県議会及び県民に対し深く謝罪する。誠に申し訳ない。

県教育委員会としては、12日に緊急通知を各所属長宛てに発出するとともに、不

祥事を自分事として捉え、不祥事防止に向けて自己点検を行うチェックシートを教職員一人一人に直接送り、必ず実施するよう求めた。

今後とも、教職員全員に危機意識を確実に浸透させ、法令遵守と服務規律の徹底を図り、県民の信頼回復に全力を尽くしていく。

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、職員課長の説明を求める。

職員課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、庁参事兼義務教育課長の説明を求める。

庁参事兼義務教育課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

12月補正予算は主に人件費に関するものと認識しているが、高校分の人件費の減額が特に大きい理由を聞く。

また、人件費については、昨年11月時点の状況を基に今年度当初予算を計上したとのことだが、今年10月に義務教育課が公表した資料によると、県内における未配置教員数は小学校で141人、中学校で80人の計221人である。教員不足と補正予算額の関係を知る。

財務課長

令和7年度当初予算については、令和6年11月1日現在の在職者を基に退職及び

新規採用等の増減を加味して積算している。今回の12月補正では、9月1日現在の在職者を基に今後の採用による増員を加味している。

高校分の人件費減額については、正規職員の配置状況や休職者数を精査した結果、欠員補充の常勤講師及び再任用職員が想定よりも減少することにより減額するものであり、当初489名で積算したが、実際には10名減少し479名となる見込みである。

また、当初予定していた教員が未配置であるが、各学校への配置に当たっては、人事主管課と学校による協議を実施し、学校運営に支障が生じないよう人員を調整している。

宮本しづえ委員

昨年11月時点でも200名近い教員不足が生じている。基本的に未配置があつてはならず、教員を適正に配置することを前提に予算を計上しなければならない。教員不足を前提とするのは、本来の予算の在り方としておかしいと思うが、どのように整理したのか、いま一度説明願う。

財務課長

今年度当初予算については、令和6年11月1日現在の対象者を基に積算しているが、当然その後の新規採用等を踏まえ、基本的には定数を満たす形で積算し、予算を計上しているため、当初から未配置を想定して予算計上しているわけではないことを理解願う。

宮本しづえ委員

当然そのようにすべきであり、確認したく聞いた。いずれにしても、今年10月時点で200名以上の教員未配置が生じている状況は、現在においても変わっていない。減額補正はやむを得ないが、どのような対策を実施したのか。

庁参事兼義務教育課長

10月1日に公表した221名の未配置は5月1日時点の数字であり、11月1日現在は186名の未配置となっている。昨年同時期は180名であり、状況はあまり変わっていないが、年度当初よりも改善している。働きやすい環境づくりを進めるとともに、年間を通して講師を募集するためのハローワークの活用やペーパーティーチャーのための相談会開催など、各教育事務所と連携しながら実施している。また、新規採用教員の確保に向け、大学3年生等特別選考などを導入している。

宮本しづえ委員

様々な努力をしても11月1日時点で186名が未配置とのことで、現場の教員の話
を聞くと、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する
法律）に基づく計算を誤ったのではないかとの声もある。それだけ現場は深刻な状
況であるため、現状を理解し、努力してほしい。

教17ページのとおり、複式学級を受け持つ教員に対する手当を廃止する条例改正
案が提出された。国の制度であるため、県としては改正せざるを得ないと思うが、
教員にとっては大変であるため、本当に手当を廃止してよいのか疑問である。従来
の手当額を聞く。

職員課長

多学年学級担当手当の支給額については、3つの学年を担当する場合は日額350
円、2つの学年を担当する場合は日額290円である。

橋本徹委員

教5ページ、高校指導費の全国産フェア福島大会推進事業に係る1,419万4,000円
の減額理由を改めて聞く。

財務課長

企業からの協賛金について、県を通して実行委員会に支出する形を想定し、当初
予算では収入及び支出の両方を計上していたが、実際には県を経由せず実行委員会
事務局が直接募集したことから、歳入及び歳出のいずれも減額するものである。

渡邊哲也委員長

質疑の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 0時58分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

休憩前に引き続き議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

教13ページのふたば未来学園中学校・高校における寄宿舎等の食堂運営委託に係る約2億3,600万円の債務負担行為について、委託内容を聞く。1日に何回食事を提供するのか。また、物価高騰により従来の委託契約額と比較してどのくらい増額するのか。

県立高校改革室長

ふたば未来学園の食堂運営委託業務については、3月中旬からの2週間程度で23名の人員を確保しなければならないため、債務負担行為により1月に入札を実施する。なお、令和4年度にも債務負担行為を設定し、5～7年度の複数年契約としている。

ふたば未来学園中学校・高校の寮では、朝食、昼食の弁当及び夕食を提供している。前年度契約額との比較については、手元に資料がないため回答できない。

宮本しづえ委員

生徒側の負担が生じていると思うが、内訳を聞く。

県立高校改革室長

生徒側から寮費として月額3万5,000円を徴収しており、主に食事代のほか、備品代も含まれている。なお、委員指摘のとおり物価上昇を受け、学校において寮費の値上げを検討している。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

橋本徹委員

宮本委員からも指摘があった教員不足への対応について聞く。先日の一般質問における半沢雄助議員の質問に対する答弁の中で、ペーパーティーチャーのための相談会を20回以上開催するとともに、県内外の大学における説明会の拡充などを実施しているとのことだったが、相談会には何名が参加し、どのくらい採用に結びつい

たのか。

庁参事兼義務教育課長

ペーパーティーチャーのための相談会については、令和6年度に計21回開催し、79名が参加した。今年4月現在、そのうち15名が講師として任用されている。

橋本徹委員

186人が未配置とのことであり、引き続き拡充してほしい。

大学生を対象とする説明会の拡充については、どのように取り組み人材の発掘に寄与しているのか。

庁参事兼義務教育課長

県内外の20校に出向き、対面により説明している。コロナ禍以降はリモート開催が多かったが、今年はできるだけ直接出向き、学生との対話を通して本県の現状を伝えている。

橋本徹委員

20校まで拡大して説明会を開催したとのことだが、どのくらいの学生が教員採用試験を受験し採用されたか、追跡調査しているのか。していないのであれば、例えば参加者名簿を活用して受験に結びつける手だてが必要であると思うが、考えを聞く。

庁参事兼義務教育課長

説明会参加者の受験状況については特に追跡していないが、電子申請による受験申込みが可能となったため、手だてがあるか確認したい。なお、説明会に参加した学生が福利厚生についてよい反応を示していると聞いており、引き続き人員確保に努めたい。

橋本徹委員

自分はふくしま国体の頃に大学生であったが、教員採用試験の門戸が大分狭く、教員になれない人が多かったため、隔世の感がある。半沢議員の質問に対する答弁にもあったが、大学3年生を対象とした選考試験のほかにアイデアはあるのか。

親はもちろんのこと、学校の教員が子供たちの未来のために教育していく。自分の経験上、教員が職業等の進路選択に影響を与えたため、優秀な教員の確保が求められる。対応策を共に考えていきたく、検討段階ではなかなか答弁しにくいかもしれないが、現段階で検討している対応策があれば聞く。

高校教育課長

委員指摘のとおり、優秀な受験者の確保に奔走している。いわゆる特別選考枠を拡充し、例えば県外で活躍している県内出身の教諭に対し、特別選考枠での本県の教員採用試験受験を呼びかけている。また、高等学校においては、様々な競技等の指導者として実績がある人に門戸を広げており、近年では、演劇など文化系の活動も対象としている。

あわせて、児童生徒が憧れる教員を育てていくために、様々な研修を実施しているが、従来の一方向的な講義形式の研修ではなく、教員が主体的に課題を考えられる研修を積極的に展開している。

橋本徹委員

ぜひ進めてほしい。自分は福島大学行政社会学部に入学後、数学の教員免許を取得したいと思ったが制度上できなかった。例えば体育の補習授業を実施して体育の教員免許を取得できるようにするなど、学部によらず全教科の免許を取得できる取組を福島大学で導入すると効果的であると思う。国の制度も関係すると思うが、教員不足は深刻な問題であるため、柔軟な対応を要望する。

長尾トモ子委員

教員は、学力的な指導だけでなく技術的な指導もしている。先日の全国産業教育フェア福島大会は素晴らしいものであった。対応に感謝する。様々なものづくりの学校が参加したが、県内にもものづくりの高校が多い。ドイツにはマイスター制度があるが、日本では、以前から多くの技術者が活躍してきた。数学などの勉強が得意であることも大事だが、やはり生きていく上では仕事をするのが基本である。今大会には特別支援学校の生徒も参加しており、障がいの有無にかかわらずものづくりを通して本県に役立つ人材となり得ることを実感でき、感動した。また、先日の高校生ものづくりコンテストにおいても平工業高校が注目された。本県は工業高校等におけるものづくり人材の育成に力を入れるべきと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

高校においては、進学に向けて生徒を支えていかなければならないが、産業人材の育成も重要であり、今回の全国産業教育フェア福島大会はその起爆剤として非常に有効であったと考えている。

当課では、産業人材育成に関する様々な事業を展開しており、先端のロボット産

業などを高校の段階からカリキュラムに組み込んでいる。また、高校に入学して初めてものづくりに携わるのではなく、小中学生の段階から体験してもらうために、高校生が出前講座を実施している。当然であるが、地元企業の様々な支援がなければそのような取組ができないため、教育庁だけでなく知事部局関連課の協力を得ながら、産業人材を育成し、できるだけ地元で力を発揮できる仕組みを構築できるよう、今後も取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

テクノアカデミー浜では軽量飛行機を製作しているが、中高生との連携機会の創出が大事である。皆がその必要性を理解しているが、そのようなパッケージがないため十分に連携できていないと思う。今後、ぜひそのようなパッケージをつくってほしい。ロボット・航空宇宙フェスタふくしまにも、多くの幼稚園児や小学生が来場した。早期からの産業人材育成に向け、教育委員会の取組を要望する。

自然災害の発生を想定し、学校が様々な機関と連携して対策していくべき時代である。新地町の中学校では、大阪府豊中市の中学校と防災交流を実施しているが、県内における防災教育の取組状況を聞く。

健康教育課長

東日本大震災及び原発事故の経験を踏まえ、本県独自の防災教育資料を作成している。災害や避難方法に係る説明はもちろんのこと、困難から立ち上がり共助していくという道徳的な観点も含まれており、防災教育の充実を図っている。15年近く経過していることから、危機管理部等と連携してそなえるふくしま防災出前講座を活用するとともにデジタルコンテンツを作成しており、風評・風化を防ぐ防災教育にも力を入れている。机上で学ぶだけでなく、実際に地域に出て地域住民と一緒に防災について考えるなど、学習の在り方に広がりを持たせ、工夫しながら実践している。

長尾トモ子委員

本県の被害や復興の状況を全国や世界に伝えることが本県の役割であると思うため、しっかりと防災教育を行うよう願う。

小学生の不登校が多い。幼稚園の職員としては、子供たちは小学校入学を楽しみにしているにもかかわらず、なぜ小学生の不登校が多いのか疑問である。小中高とそれぞれ原因があると思うが、その内訳を聞く。

また、教員の休職も多い。先日もある学校の教頭が休職していると聞いたが、現状と対策を聞く。

庁参事兼義務教育課長

文部科学省が公表した児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、小学生の不登校の原因として、生活リズムの不調、学校生活に対する無気力や不安、家庭の問題などが挙げられている。個々の状況に応じて様々な要因が重なっており、一つのきっかけにより休み始めると、なかなか復帰できないと捉えている。当課では、幼小連携のモデル地区を指定して幼児教育関係事業を実施しているが、当該地区においては低学年の不登校が若干減少している。非認知能力を育む取組などにより、学習意欲の改善に効果的な部分もあると考えており、今後も取組を継続していきたい。

現在、不登校防止のために児童生徒の居場所となるSSR（スペシャルサポートルーム）の校内への設置を進めている。今年度は40校に専任教員を配置し、不登校になりかけている子供たちが少しでも安心して学び続けられるよう、また、今後学校に復帰しようとする不登校の子供たちが学べる場所を確保している。また、インターネット上で学習や児童生徒同士の交流ができるroomFを通して、不登校の解消と学びを止めない取組を実施している。

職員課長

文部科学省が公表した令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、本県教員の病気休職者数は90人であり、うち55人は精神疾患によるものである。

長尾トモ子委員

SSRには、どのような教員が配置されており、どのように生徒と関わるのか。

また、令和5年度の教員の休職状況について具体的に聞く。

庁参事兼義務教育課長

SSRの専任教員は、児童生徒の特性や状況に応じて個別に対応している。例えば、集団での学びが苦手な児童生徒については狭いスペースを設け、自身のペースで学んでもらうが、教育相談だけを行う場合や、教室とSSRをリモートでつないで授業を受けている事例もあり、児童生徒の学びに応じた取組を実施している。

職員課長

病気休職の原因についても、公立学校教職員の人事行政状況調査における調査項

目であり、本県では、児童生徒への指導などの業務内容に関する悩みや、職場の人間関係が原因であると回答しており、全国的にも同様の理由が上位となっている。様々な悩み事を職場で相談できる体制や支え合える状況づくりのために、不祥事防止の取組にも関わるが、風通しのよい職場づくりに努めていく必要があると考えている。

長尾トモ子委員

教員不足の上に子供たちの問題があり、さらに新型コロナウイルス感染症やインフルエンザへの対応など、学校は本当に大変な状況にある。私は小学校の同窓会長を務めているが、教職員が一生懸命頑張っているにもかかわらず、にっちもさっちもいかない状況を見ている。子供たちが健やかに育つために、私も共に考えていきたいと思うため、対応を要望する。

宮本しづえ委員

教員確保に向け様々な工夫をしているとのことだが、福島大学の教員養成課程を復活させる動きがあると聞いており、本当によかったと思う。一方で、大学生の世帯所得状況調査によると、福島大学においては、下層の割合が全国平均の2倍であり、低所得層が比較的多く、学生たちが大変な状況で学んでいると認識している。

教員養成課程が復活する場合、本県の教員となる学生の増加を期待したい。家庭の所得状況によっては、学生たちは奨学資金を活用して学んでいるが、本県では雇用対策の一環として奨学金返還支援事業を実施している。今年度は対象業種が拡大され、応募が増加したため補正予算が計上されたが、公務員は対象外である。これだけ教員が不足している状況で、公務員を対象外とし続けるべきではない。商工労働部と協議し、対象を拡大する必要があると思うが、考えを聞く。

庁参事兼義務教育課長

当該制度の取扱いについて、今後研究していきたい。

宮本しづえ委員

県内の教育環境改善に向け、全庁的な取組を求めたい。

様々な不登校対策を実施しており、不登校児童生徒のためにインターネット上で学習できるよう整備されているが、全国的には登校扱いとならない場合が多いとのことである。文部科学省の調査によると、登校扱いとしているのは僅か4%程度とのことだが、本県の取扱いを聞く。

庁参事兼義務教育課長

本県では、基本的に学校と連携して入級という形を取っている。r o o m Fでの学習状況を学校に報告し、出席扱いとするよう依頼している。実際にどの程度出席扱いとしているかは確認し切れないが、多くの場合、出席扱いとされていると認識している。

宮本しづえ委員

適切な取扱いを徹底してほしい。

本会議において、我が党の議員が学校給食費無償化について質問した。国の政策が二転三転し、小学校の給食費は国が負担するとの制度設計でようやく動き始めた。ただし、支給額は1人4,700円で、令和5年度の給食費の全国平均を基準に算定されているが、各地の学校に聞くと、既に4,700円を超えているとのことである。文部科学省は保護者負担を検討しているようだが、基準額の設定が適切ではないと思う。現在の県内小中学校における給食費の平均額を聞く。

健康教育課長

最新の令和5年度における県内学校給食費の平均額については、小学校においては5,314円、中学校においては5,824円である。

宮本しづえ委員

国の支給額と同様に令和5年度を基準としているにもかかわらず、なぜそれほど差があるのか。国が4,700円を基準として予算化すれば、相当の差額を誰かが負担しなければならない。少なくとも実費を国に請求できる仕組みとするよう要望すべきではないか。

健康教育課長

現在、国において議論していると認識しているが、従来も国に対し給食費の全額負担を全国都道府県教育長協議会を通じて要望しているため、それを踏まえて国がどのように判断するのか注視したい。

なお、最新の情報では、4,700円から少し引き上げると把握している。

宮本しづえ委員

支給額の引上げを期待したい。ぜひ県からもしっかりと求めてほしい。

また、中学校についてはまだ明確な考え方が示されていない。本会議では、中学校についても国が検討していると解釈できる答弁があったが、状況を聞く。

健康教育課長

国において来年4月からの小学校給食費無償化について表明した際、中学校についても検討していくとの発言があったと認識しているが、現状については承知していない。

宮本しづえ委員

現段階では具体的な取扱いや対応時期は未定だが、県内の約3分の2の市町村では、小中学校とも全額無償としており、今後、福島市や二本松市、いわき市も中学校の給食費無償化に取り組む。市町村は努力しており、それを県がいかにか支援するかが大事である。国の対応を待たず、県として中学校の給食費支援を考えるべきと思うが、なかなか実現しない。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、給食費の補助も可能とされているが、中学校の給食費無償化を検討しなかったのか。

健康教育課長

市町村に対しては従来から、学校給食費への交付金の積極的な活用について周知してきた。

宮本しづえ委員

交付金のQ&Aには、都道府県が食料品の値上げに対して直接的な支援を行うことも可能であると掲載されている。ここまで市町村が頑張っており、国から県に対し約160億円の交付金が交付されたにもかかわらず、教育関係の事業はない。子育て支援として、子供1人につき2万円の支給は決定したが、教育分野においても物価高騰対策事業を実施してほしかった。今後、中学校の給食費無償化について県として対応してほしいが、どうか。

渡邊哲也委員長

その質問に対しては既に答弁していると思うが、要望でよいか。

宮本しづえ委員

要望としたい。

金澤拓哉委員

高校でのキャリア教育について質問する。教育のゴールがどこにあるのか考えており、学力を高めて様々な進路を選択できるようにすることも、もちろん一つの大きなゴールであるが、長尾委員も述べたように、社会で働き、経済的に自立して幸

せに生きていく人を増やすことが最終的なゴールであると思う。キャリア教育の定義は様々であると思うが、社会人の話を聞き、地元にどのような企業や仕事があり、どのような人がどのような思いで働いているのか知ることで、職業観や勤労観を養う場としてのキャリア教育が非常に重要であると捉えている。現在、県内の高校ではキャリア教育をどのように実施しているのか。

高校教育課長

約70校の県立高校における取組は様々であり、各校が特色ある取組を実施している。当課としては、まずは県内にしっかりと根づく産業人材を育成したいとの強い思いがある。高校入学の段階から、地元企業との接触の機会を多く設けることが重要であると考えており、様々な事業を立ち上げている。

また、主に進学校では、一昔前は学力だけ上げればよいとされたが、現在は企業訪問を実施している。少なくとも自分が通っている学校の近くにどのような企業があり、どのように地元貢献しているのか、高校生に周知する取組を始めている。現状として、多くの高校生が進学で県外に出ていくが、就職の際にしっかりと還流につなげていけるよう取り組んでいる。

金澤拓哉委員

今年6～7月に県中地方振興局の事業として、安積高校の生徒が産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所やふくしま医療機器開発支援センターを訪問するとともに、地元企業2社が高校に訪問して企業説明を実施した。

また、郡山市が開催したみらい発見フェスこおりやまには、安積黎明高校、郡山高校及び郡山東高校などの進学校の生徒たちも参加しており、今後も展開してほしいと思う。

私は、高校生や大学生のキャリア支援に10年ほど関わっており、平成27年頃から福島大学のキャリアサポーター制度に登録し、進路などの相談を受けている。また、県が（一社）キャリア支援機構に委託している事業で、社会人を高校へ派遣して職業講話を実施しているが、30年頃からその講師として登録し、多いときは年に10回ほど活動してきた。最近の実施状況を（一社）キャリア支援機構に聞いたところ、進学校での実績がほとんどなく、直近では会津高校で実施したが、それ以外の高校においては門前払いに近い扱いとのことである。各校でカリキュラムがしっかりと決められている中で、教員が苦勞している状況を理解しているが、学力向上と併せ

てキャリア観の形成が欠かせない要素であり、若者の還流にもつながると思うため取組を拡大してほしいと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

県外大学等に進学し、専門性を高めた上で本県に戻り貢献してくれる人材を育成するため、高校生に対し、地元で活躍している人たちとの接触の機会をしっかりと確保していきたい。現在、全ての高校で探究活動が教育課程に含まれており、様々な活動を実施している。その中で、高校生と企業、場合によっては行政機関が連携して地域の課題に向き合い、3年間で生徒が課題解決に向けた方向性をしっかりと発表できるようにする取組を始めた。進学校の生徒たちにも、そのような機会をしっかりと確保できるよう取り組んでいきたい。

金澤拓哉委員

ぜひ取組を進めてほしい。すばらしい社会人を輩出する教育のモデルケースになればよい。

事前配付された令和7年度学びの変革推進プランに記載の学校に関する指標のうち「地域の人と連携した授業等を複数回行った教員の割合」は現状67.5%で、目標値との乖離が生じているが、これにはキャリア教育も含まれているのか。

教育総務課長

委員指摘のとおり、各校における地域と連携した取組は重要であり、キャリア教育の視点も含まれていると認識している。キャリア教育は、特定の教科、科目で行うのではなく、教育活動全体の中で行うため、委員指摘の指標についてもしっかりと目標を達成できるよう進めていきたい。加えて、先ほど高校教育課長が答弁したとおり、県においても探究活動の充実に重点的に取り組んでいきたいと考えており、地域の人材や企業と連携して教育活動を充実させる取組を実施したい。

橋本徹委員

11月上旬に、会津若松市の国道で自転車に乗っていた男子高校生が車にはねられて亡くなったとの報道があった。亡くなった高校生に対しお悔やみを述べる。事故当時、男子高校生はヘルメットを着用していたのか。

渡邊哲也委員長

不明の場合でも質問展開できるか。

橋本徹委員

ヘルメット着用率の向上について質問したい。車を運転していると、高校生のヘルメット着用率が目に見えて上がってきていると思うが、まだまだ低い。来春からの自転車に対する反則金導入も踏まえ、県教育委員会としてヘルメット着用率の向上に向けどのように取り組んでいるのか。

健康教育課長

ヘルメット着用を含む交通安全教育は、未来を担う子供たちの命に関わるもので、大変重要であると認識して取り組んでいる。あわせて、道路交通法の改正に伴いヘルメット着用が努力義務化されたが、決して着用しなくてもよいわけではないため、各校において指導するよう周知している。今年度は、方部別校長会や学校安全指導者養成研修会において、警察から生々しい事故の話も含めた講話があった。引き続き警察や生活交通課と連携しながら、ヘルメット着用率を向上させ、将来的には全ての子供たちが着用するよう努力していきたい。

橋本徹委員

努力義務であるため、着用が望ましいとの認識だと思うが、高校生のヘルメット着用率がまだ低い状況を見ると、努力義務だけでは足りないと思う。福岡県では全県立高校で義務化し、愛媛県では死亡事故の発生を受けて県下一斉のヘルメット着用の校則化を要請しているとのことである。本県としても、警察から同様の要請を受けていると思うが、県教委として各校に通達のような強い呼びかけをしなければ、着用率100%はなかなか達成できないと思う。各校長の判断や校則の関係もあると思うが、警察との連携状況も踏まえ、今後、着用率100%に向けてどのように取り組むのか。

健康教育課長

校則等による全校一律のヘルメット着用義務化は、現段階では難しいと捉えている。ただ、先ほど述べた方部別校長会等では、校則化や自転車利用に当たっての義務化も一つの方法であるとの意見や、地道に啓発して着用率を上げているとの話もあった。好事例を各校に広く周知しながら、着用率向上に取り組んでいきたい。

橋本徹委員

現状としてはそれが限界であると思うが、警察庁のデータによると、令和6年における人口10万人当たりの自転車乗車中の死傷者数は、高校生の年代である15～19歳が218人であり、全年齢平均の53人と比較して約4倍と極めて高い。この実態を

考慮すればヘルメット着用を強く求めるべきであり、例えばヘルメット購入に対する費用負担について保護者の意見を求めることなども必要であると思う。ぜひもう一步踏み込んで取り組んでもらえるとありがたい。目に見える形でヘルメット着用が増えてきているが、将来ある子供たちの命を守る手段として、さらに警察と協力しながら啓発するよう要望するとともに、教育長の考えを聞く。

教育長

高校生のヘルメット着用については、課題であると認識している。方部別校長会では警察による講話も取り入れながら各校へ対応を呼びかけているが、ヘルメット着用の校則化と自転車通学の許可制が効果的であるとも伝達している。私としては、子供たちの命を守るためにはヘルメット着用が必要だと思っており、今後、各校の取組がとても大事であるため、現場と意見交換しながら、できるだけ着用が進むよう精いっぱい努力していきたい。

橋本徹委員

高校生は前髪などの容姿、容貌を気にする年代であるため、ヘルメット着用を義務化するのであれば、例えば学校の中で髪型を整える時間を確保するとよいと思うため、提案しておく。

渡邊哲也委員長

質問の途中だが、ここで暫時休憩する。

再開は午後2時20分とする。

(午後 2時 6分 休憩)

(午後 2時18分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は、発言願う。

山田平四郎委員

4月に地元企業に就職し、5～6月頃に退職した人の退職理由の多くが、電話対

応ができなかったことによることである。若者たちが全ての連絡をLINEやメールにより行っていることで、対面によるコミュニケーションが義務教育の時点で十分にできていないのではないか。それをきちんと行っていれば、いじめや不登校も少なからず軽減できるのではないのか。

各地域の明るいまちづくり推進委員会において、子供たちの作文を募集した。私の地元でも中学校2校と小学校4校で約500人が応募し、発表の機会があったが、発表した児童生徒に限られたため、各クラスで全員が発表する機会を設け、担任が必ず子供を褒めるよう校長に依頼した。学力のように試験の点数に反映される部分もあるが、点数に反映されない教育の成果が必ずある。小学校の教員も中学校の教員も、きちんとした形で児童生徒を中学校や高校に送り出したいと考えている。

物事を教える中で、子供たちが自主的に取り組む場面やコミュニケーションを取る機会を設け、メールやLINEではなく対面によるやり取りを義務教育の時点で経験しなければ、高校や大学に進学後、「面接のときは人の目を見て話さない」と言われても、すぐにはできない。きちんと義務教育の時点で癖づけしていくことが大事だと思う。教員が不足している状況だが、教育庁において、学力向上に向けた取組と基礎的な人間性を育む取組の両面を実施するに当たっての考えを聞く。

庁参事兼義務教育課長

学力と非認知能力には一定の相関があるとの調査結果があるため、両面を育てていく必要があると考えている。特に、授業づくりに当たっては、子供たちの主体的な学びや対話的な学びを大切にしている。当課では今年度、伴走支援として各校の課題に沿った授業づくりを支援するため、指導主事が学校を訪問し、教員たちの授業を見て、足りない点などをアドバイスし、一緒に考えながら授業づくりを進めている。特に、教員による一方的な説明やひたすら練習問題を解くだけの授業ではなく、子供たちが疑問に思ったことなどについて対話を通して学び取っていく授業づくりを進めている。

山田平四郎委員

非常に大切な取組であるが、恥ずかしがって発言しない子供も多いことをよく踏まえてほしい。現実として、今年就職した人たちが、電話対応が嫌で退職した事例が非常に多い。本来、「教える」のは教員が行い、「育てる」のは家庭が行わなければならないが、教員として育てるべき部分がある。そのために様々な分析を行い、

例えばホームルームの時間に、子供たちによるディベート、ディスカッションやテーマを設けて自由に語らせるなどの機会を多く設け、子供たちが恥ずかしがらずに手を挙げて発言できる環境づくりを要望する。

伊藤達也委員

9月定例会の総括審査会において質問した件に関連して聞く。学校・教師が担う業務に係る3分類の改定版が示され、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応は学校以外が担うべき業務に指定された。今後の対応について具体的な協議が行われると思うが、現在は教頭などの管理職が対応しており、大変な状況であると思う。長野県では、保護者による暴言や大声、長時間の拘束、SNSでの誹謗中傷をしないよう呼びかけるポスターを作成しているが、東京都などにおいて同様の取組が拡大しており、教員からもそれを求める声がある。不祥事防止に向けた取組も重要であるが、一部の教員になるべきではない人間が入り込んで犯罪を犯している状況であり、大多数の教員は本当に一生懸命で、現場で苦勞していると思う。保護者の意見から新たな提案が生み出される場合もあるが、明らかなモンスターペアレントは根絶したいため、私も保護者に長野県のチラシなどを渡している。ぜひ本県においても検討してほしいと思うが、どうか。

職員課長

今回、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）が改正され、教員の処遇改善と働き方改革のために、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が求められることとなった。これに伴い、現在の教職員働き方改革アクションプランを同計画に沿う内容に改定するための検討作業を進めている。委員指摘の学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえ、その在り方を検討していきたい。

保護者からの訴えについては、学校側はどうしても受けざるを得ないが、適切に役割分担し、スクールロイヤーの助言を得るなどして対応していけるようプランを取りまとめたい。保護者の理解を得る上で、長野県の取組は示唆に富んでおり、今後、計画を策定する中で検討していきたい。

伊藤達也委員

待ったなしの状況であるため、ぜひ検討願う。9月で退職した教員や来年3月で転職予定の教員もいるため、できることは全部実施してほしい。教員が社会や保護

者から尊敬されるようになれば、教員採用試験の応募も増えていくと思う。家庭や社会にも問題があると思うため、教員が尊敬される社会に向け、教職が何よりも重要な仕事であることを議会としてもしっかりと広めていきたい。ぜひよろしく願う。

長尾トモ子委員

ただいまの質問に関連するが、学校の教員は大変な状況にある。郡山市内のある小学校では、児童の父親が毎日のように学校に来て、校長やPTA会長を誹謗中傷し、近所の電柱に貼り紙を貼っている。私が校長らに現状を聞いた後、警察や市役所に相談し、教員等によるチームで対応しているが、父親に対し貼り紙はよくないと伝えても、「言論の自由だ」などと答えるそうで、本当に困っている。県教育委員会においても現状を把握し、少しでもサポートしてほしい。本当に驚くべき状況であり、郡山市教育委員会と警察が連携しているが、県教育委員会における対応状況を聞く。

職員課長

県立学校においても、保護者対応に苦慮していると聞いている。委員指摘の事例については詳細を把握していないが、生徒指導等に関わる保護者からの要求への対応に困っている場合、スクールロイヤー制度を活用するよう、年度当初から機会を捉えて各市町村教育委員会へ周知している。また、市町村教育長会議と連携して教職員働き方改革アクションプランの策定に取り組んでおり、その中で定める不当要求への対応についても市町村と連携していきたい。

長尾トモ子委員

市町村だけに任せず、県として各市町村教育委員会や教員の意見を聞いてほしい。市町村が大変な状況であるときに、県がそっぽを向いているように見えてしまう。各市町村における問題の発生状況を把握すべきと思うが、どうか。

職員課長

各校におけるスクールロイヤー制度の活用を通して、教育庁において相談内容を把握し、現場の教員が困っている場合には、各人事主管課と連携してしっかりと対応していく。

長尾トモ子委員

「困っている場合」ではなく現に困っている。県が現状を知ることが大事である。学校名は述べないため、しっかりと調べるよう要望する。

宮下雅志委員

久しぶりに商労文教委員に選任されたが、教育の在り方が従来と比べて大きく変化し続けていると感じている。以前、私が本委員会で審査していた頃は、ゆとり教育が終了した頃であり、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）において、日本が進めてきた教育に対し疑問を持たれた時期であった。

令和3年度に第7次福島県総合教育計画が策定され、本県で育成したい人間像として「急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」と掲げられている。これは民主主義の担い手育成にも通じると解釈できると常々思っており、このような教育の役割をきちんと認識すべきである。近年、学力の捉え直しがされており、OECDが提唱したラーニングコンパス2030では、「新たな価値を創造する力」、「対立やジレンマに対処する力」、「責任ある行動をとる力」の3つの力が示されたが、これらには知識、スキル、態度及び価値が含まれている。また、新学習指導要領においても、生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性が豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となる子供たちを育成すると掲げられている。自分で人生を切り開く力を持つ、地域や国における民主主義の担い手の育成が、教育の本来の目的であると思う。第7次福島県総合教育計画の年次計画として、学びの変革推進プランが策定されているが、本県の教育をどのように変えようとしているのか。

教育総務課長

第7次福島県総合教育計画においては、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへの変革を掲げており、自分の人生を切り開くたくましさを持ち、社会や地域を創造できる人材の育成を目指している。単なる知識詰め込み型の一斉授業でなく、今般、学びの変革により個別最適化された学びや協働的な学び、学びを深めるための探究的な学びへと変革することとした。

宮下雅志委員

まさにそれが改革のポイントであると私も思っている。しかし、個別に対応するには、それに要する人材や時間が従来と大きく異なってくる。また、協働的な学びについても、従来とは異なる手法が必要となり、探究的な学びについても、ものす

ごく根気を要する作業が求められると思う。以前、日本はPISAで常に上位であったが、トップを譲り渡した際、フィンランドの教育改革が注目された。少人数学級の教室において、必ず教員2人で授業を行い、子供たちが自ら気づいて理解するまで教えず、根気強く寄り添うことで、子供たちの気づきにつなげるものである。教職員の働き方改革は、本来、子供たちと向き合う時間を確保するためのものであると思う。それを踏まえた上で、現状をどのようにして目指すべき姿に近づけていくのかが問われている。第7次福島県総合教育計画の4年目となるが、現状や成果を聞く。

教育総務課長

子供たちがしっかりと理解するまで待つなどの指導方法に変えるには、教職員や学校全体の指導観の転換が重要と考えている。一例を挙げると、県教育委員会では、授業改善グランドデザインを示しており、授業改善のポイントを3点示している。1つ目は、子供たちが自ら学びたいと思うような「学び出す」授業づくり、2つ目は、子供たちが話し合ってみたいと思うような「学び合う」授業づくり、3つ目は、子供たちが自分事として理解し「学びとる」授業づくりであり、それらへの転換に向け、各種研修等において周知している。知識詰め込み型の授業は、教員が一方向的に伝える時間が長くなる傾向にあるが、学校や教育委員会の調査によると、教育活動の中で教員の発言時間が減少し、子供たちが話し合ったり考えたりする時間が増加したとの実績もある。単に子供たちが話せばよいわけではなく、話し合いを通して学びとる授業になっているか確認しながら、現状や今後の対策を考えていきたい。

宮下雅志委員

授業の改善や教員の資質向上が非常に重要なポイントである。確かに学力向上が成果として求められており、学力テストの成績が一つの指標になると理解している。

一方で、以前、本県においていじめや不登校が少ないことが、少人数教育の成果として取り上げられた時期があった。不登校が増加している現状において、互いを思いやりながら協働的な学びを進めていけば、不登校やいじめの減少につながるのではないか。教育という仕組みの中で、子供たちが相手の立場に立って思いやりを持つ力を身につけていけば、自然と周りを理解し守る意識も高まっていくと思うため、教育といじめ対策を別の問題として考えず、教育における一つの成果となり得ると強く意識すべきと思う。東京大学に何百人も入学するような兵庫県の高校では、

生徒たちが入学時に1人1冊の本を渡され、それを3年間で研究するとのことである。研究を通して問題を認識し、それを解決する上で自分に足りない知識を自分で探して補うことで、学習に対する前向きな姿勢と、自分自身を理解する力がつくとのことである。類似の取組を小中学生の段階から実施可能であり、問題解決に向けてどのような知識が必要か、子供たちに考えさせる取組が重要であると思うため、今後、学びの変革を推進する中で検討してほしいが、考えを聞く。

教育総務課長

本県では、自分の人生を切り開くたくましさを持つために、自分のキャリアをしっかりと考えていることを重視している。また、多様な個性を生かしながら他者と協働することにより、社会や地域を創造していくことで、最終的に個人と社会のウェルビーイングを目指す。キャリア教育では、自分が大切にしたいことを考え、自分自身を理解するとともに他者の理解を目指す。各教科の学習活動においても得られるものがあると思うため、授業改善グランドデザインで示す指導観の転換と併せて取り組みたい。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願91号外6件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

渡邊哲也委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、新規請願95号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

採択の方向で願う。

伊藤達也委員

採択の方向で願う。

山田真太郎委員

採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

新規請願95号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願96号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

憲法をじゅうりんする重大な問題であるため、採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

新規請願96号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願97号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

新規請願97号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願17号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願17号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願66号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願66号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願67号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願67号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願68号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願68号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月22日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 2時56分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案8件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

渡邊哲也委員長

初めに、議員提出議案第131号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第131号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第132号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第132号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第133号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第133号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第134号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第134号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第135号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

国が制度化すべきものであるため、可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第135号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第95号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第95号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第96号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第96号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第97号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第97号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

渡邊哲也委員長

初めに、新規請願91号については、さきに審査した議員提出議案第132号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願92号については、さきに審査した議員提出議案第133号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願93号については、さきに審査した議員提出議案第134号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願94号については、さきに審査した議員提出議案第135号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願62号については、さきに審査した継続審査議案第95号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願63号については、さきに審査した継続審査議案第96号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願64号については、さきに審査した継続審査議案第97号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月22日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月19日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、企業局及び商工労働部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 3時 8分 散会)